

松江市における公園のあり方協議会設置要綱

(設置)

第1条 松江市における公園の管理運営及び施設整備等について、将来にわたる公園のあり方を検討するために松江市における公園のあり方協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする

- (1) 松江市が設置する公園の管理・運営基本方針及び運営方法等の検討
- (2) 公園の施設整備方針の検討
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 公園愛護関係者
- (5) スポーツ、文化振興関係者
- (6) 経済、労働、市民団体等
- (7) 一般公募

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。